

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】平成18年6月8日(2006.6.8)

【公開番号】特開2005-59290(P2005-59290A)
 【公開日】平成17年3月10日(2005.3.10)
 【年通号数】公開・登録公報2005-010
 【出願番号】特願2003-290243(P2003-290243)

【国際特許分類】

B 4 1 J	3/54	(2006.01)
B 4 2 D	15/10	(2006.01)
B 4 1 J	2/32	(2006.01)

【F I】

B 4 1 J	3/58	
B 4 2 D	15/10	5 3 1 D
B 4 1 J	3/20	1 0 9 J

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月13日(2006.4.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カードを搬送する搬送手段と、第1のサーマルヘッドを有する第1の印字機構と、前記カードに前記第1のサーマルヘッドを制御して文字等の情報の印字を行う印字制御手段と、前記第1の印字機構より前記搬送手段によるカードの搬送方向の下流側に配置された第2のサーマルヘッドを有する第2の印字機構と、前記第1のサーマルヘッドにより印字されたカードの文字等の情報を覆うために前記第2のサーマルヘッドを制御して隠蔽用の熱転写リボンからインクの転写を行う熱転写制御手段と、前記第1のサーマルヘッドで印字を行うときのエネルギーにより前記第2のサーマルヘッドで隠蔽用の熱転写リボンを転写するときのエネルギーを小さく設定する設定手段とを備えたことを特徴とするスクラッチカードプリンタ。

【請求項2】

周囲の温度を検知する温度検知手段と、

前記温度検知手段で検知された温度に基づいて、前記第1のサーマルヘッドのエネルギーおよび前記第2のサーマルヘッドのエネルギーを別々に制御するエネルギー制御手段とをさらに備えたことを特徴とする請求項1記載のスクラッチカードプリンタ。

【請求項3】

前記第1のサーマルヘッドによるカードへの印字は、感熱印字であることを特徴とする請求項1又は2記載のスクラッチカードプリンタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

このようにカードに印刷された文字や絵など隠蔽するための隠蔽用の熱転写リボンは、

フィルム基材上にマット層と熱溶融性インキ層を設け、熱溶融性インキ層の上に接着層をさらに設けたり、また、フィルム基材の他方の面に、サーマルヘッドの熱によるステイキングや印刷によるしわなどの悪影響を防止するため、耐熱層を設けたものが知られている（例えば、特許文献1参照）。

また、サーマルヘッドプリントヘッド30を用いて熱反応シートを備える情報担持体に可変情報を印刷し、情報担持体に情報が印字されると、コーティングステーションで、剥離可能な被覆層を情報担持体に形成し、それにより少なくとも一時的に印刷された情報内の所定の領域を覆い隠す装置が知られている（例えば、特許文献2参照）。

【特許文献1】特開2001-113889号公報

【特許文献2】特表平09-505530号公報

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、カードを搬送する例えば複数の搬送ローラ対による搬送手段と、第1のサーマルヘッドを有する第1の印字機構と、カードに第1のサーマルヘッドを制御して例えば文字や絵などの文字等の情報の印字を行う印字制御手段と、第1の印字機構より搬送手段によるカードの搬送方向の下流側に配置された第2のサーマルヘッドを有する第2の印字機構と、第1のサーマルヘッドにより印字されたカードの文字等の情報を覆うために第2のサーマルヘッドを制御して隠蔽用の熱転写リボンからインクの転写を行う熱転写制御手段と、第1のサーマルヘッドで印字を行うときのエネルギーより第2のサーマルヘッドで隠蔽用の熱転写リボンを転写するときのエネルギーを小さく設定する設定手段とを備えたものである。